

証明書（学校感染症用）

主治医 殿

プール学院大学大学院
プール学院大学
プール学院大学短期大学部
学長 蔵田 實

学校感染症患者については出席停止の措置をとりますので、お手数ですが下記に必要事項をご記入の上、本学学生へお渡しくくださいますようお願いいたします。

<input type="checkbox"/> プール学院大学大学院 <input type="checkbox"/> プール学院大学 <input type="checkbox"/> プール学院大学短期大学部 ※該当するものにチェックしてください。			
学籍番号		氏名	
病名	※本学指定感染症については裏面をご覧ください。		
加療期間	西暦	年 月 日 () ~	年 月 日 ()

上記の者が上記の期間、加療を要する
要した ことを証明します。

西暦 年 月 日

医療機関名：

住所：

電話番号：

医師氏名：



インフルエンザ等学校感染症出席停止期間について

学校感染症の種類

(学校保健安全法施行規則第 18 条、第 19 条)

種別	感染症の名称	出席停止期間
第 1 種	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎 ・ジフテリア ・重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る） ・鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザ A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る） 	治癒するまで
第 2 種	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 を除く） ・百日咳 ・麻疹（はしか） ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・風疹（三日ばしか） ・水痘（水ぼうそう） ・咽頭結膜熱（プール熱） ・結核 	<ul style="list-style-type: none"> ・発症後 5 日を経過し、解熱後 2 日を経過するまで ・特有の咳が消失するまで ・解熱した後 3 日を経過するまで ・耳下腺の腫脹が消失するまで ・発疹が消失するまで ・すべての発疹が痂皮化するまで ・主要症状が消退した後 2 日を経過するまで ・学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症 	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

* 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号）第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、第1種感染症とみなす。

* 出席停止期間は基準であり、医師の証明があればこの限りでない。